

(3) その他の政治団体

区 分	年	提出義務 団体数	H26-H25	提出団体数	提出率	H26-H25
		(A)		(B)	(B) / (A)	
国会議員関係団体	27年	18	5	18	100.0%	0.0
	26年	23	-	23	100.0%	-
衆議院議員関係団体	27年	11	2	11	100.0%	0.0
	26年	9	-	9	100.0%	-
参議院議員関係団体	27年	7	7	7	100.0%	0.0
	26年	14	-	14	100.0%	-
知事関係団体	27年	4	0	4	100.0%	0.0
	26年	4	-	4	100.0%	-
県議会議員関係団体	27年	52	2	52	100.0%	0.0
	26年	50	-	50	100.0%	-
その他の団体	27年	513	14	473	92.2%	3.6
	26年	499	-	478	95.8%	-
その他の政治団体 合 計	27年	587	11	547	93.2%	-3.2%
	26年	576	-	555	96.4%	-

(注) 上記提出義務団体数からは、原則として平成27年以前に政治資金規正法第17条第2項が適用された政治団体は除いている。

(注) 「その他の団体」とは、政党支部以外の政治団体のうち、現職の衆議院議員、参議院議員、知事及び県議会議員関係団体を除いた政治団体であり、市町村長及び市町村議関係団体等が含まれる。